

国家戦略特区における新たな措置に係る提案募集
「人と魚が共生するみなと特区構想」

○回答者情報

団体・所属	鳥取県農林水産部水産振興局水産課	鳥取県県土整備部空港港湾課
氏名	早瀬 譲	松本 耕二
電話番号	0857-26-7315	0857-26-7365
メールアドレス	hayasey@pref.tottori.jp	matsumoto-ko@pref.tottori.jp
担当	市場整備	漁港整備、港湾整備

○照会内容

①提案者の氏名又は団体名

鳥取県

②提案者の住所・所在

鳥取市東町一丁目 220 番地

③提案名

人と魚が共生するみなと特区構想

④事業の実施場所

a.国家戦略特別区域内、

b.その他の地域、

a 及び b の両方

⑤具体的な事業の実施場所

鳥取県境港市

⑥具体的な事業の実施内容

○漁港事業に係る要件緩和

境港は特定第3種漁港に指定され日本海側最大の水揚げを誇る漁港であるとともに、県の掲げる北東アジアゲートウェイとして重要な港湾である。

境漁港においては、国が高度衛生管理計画及び特定漁港漁場整備計画を策定し、県が高度衛生に対応した岸壁及び市場を整備することとしている。そのため、この計画に基づき、まき網漁船とその他の漁船を分離する既存岸壁先端に新たな棧橋を整備する計画としている。しかし、現在の漁港区域は周囲を港湾区域に囲まれ拡大する余地がなく、手狭な漁港区域内での整備を前提としているため、漁船航行の安全性や水揚げ作業に当たって、円滑な運用に大きな課題があり、利用調整を図るとともに、港湾の区域の一部を漁港利用する必要性が生じている。なお、港湾の区域では水産庁による公共事業（漁港漁場整備事業）の対象外となっている。

一方、隣接する港湾地区には国際定期フェリーが就航し利用しているが、竹内南地区に新たな岸壁を整備し、移転する計画としている。また、港湾の区域内においても専ら漁業の用に供している区域もある。

これらのことから、漁港区域の変更を円滑にするとともに、港湾区域及び臨港地区であっても専ら漁業の用に利用している区域（又は、今後利用しようとする区域）において、漁港漁場整備事業を実施し、高度衛生管理された水産物の取扱いを増加させ、併せてそれらの輸出を促進することにより、「みなと」における漁港と港湾の機能強化を図るものである。

○目指す目標

〔高度衛生管理型漁港・市場の整備〕

規制緩和措置により、まき網、沖合底びき網、カニカゴ、沿岸等の漁業種類毎のゾーニングが可能となり、消費者へ安心・安全な水産物の提供を目的とした高度衛生管理型漁港・市場が構築できる。

〔トータルコストの削減〕

狭隘な漁港区域に隣接するエリアを漁船が利用することにより、既存施設を有効に活用できトータルコストを抑えることができる。（約 20 億円）

〔港湾貨物量の増〕

水揚量の増加や付加価値の高い水産物が確保されるため、水産加工品などの取引が活性化し、港湾側の取扱い貨物量の増加や定期航路（コンテナ、フェリー、RORO 船等）の利用拡大に繋がること期待できる。

また、竹内南地区での原木・コンテナ等の貨物及び国際定期フェリー・クルーズ客船の増加に対応した多用途の利用が可能な埠頭の整備による国際フェリーターミナル移転により、港湾での紙・パルプの取扱いが容易となる。

〔船舶の安全航行の向上〕

国際フェリーなどの大型船舶と漁船等小型船舶の分離化が進み、狭隘な境水道の船舶航行の安全性が向上する。

⑦事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等

- ア 漁港漁場整備法 第 6 条 4 項
- イ 漁港漁場整備法 第 3 条、第 4 条、第 19 条の 3
- ウ 港湾法 第 3 条の 3
- エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について 第 3 条（農林水産省大臣官房経理課長通知）

⑧事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容

- ア 漁港漁場整備法の手続の期間が長期にわたる弊害（根拠法令：⑦のア）
 - ・漁港区域の指定及び変更について、第 3 種漁港の場合農林水産大臣が国土交通大臣に協議して定めることとなっているが、その手続に長期の期間がかかり、整備の時期を逃す。

- イ 漁港漁場整備法の規定により補助事業が認められないものの実施（根拠法令：⑦のイ）
 - ・高度衛生管理型の市場整備や岸壁整備にあたり、水産庁所管の補助事業で実施するためには漁港区域内である必要がある。一方、専ら漁業利用している区域であっても港湾区域及び臨港地区であれば、漁港漁場整備法に基づく補助事業を実施することができない。
- ウ 港湾計画の取扱い（根拠法令：⑦のウ）
 - ・港湾計画を変更する場合、港湾管理者が国土交通大臣に計画を提出し、審査を受ける必要があるが、その手続きに長期の期間がかかる。
- エ 施設整備に伴い廃止となる施設の補助金の取扱い（根拠法令：⑦のエ）
 - ・高度衛生管理型の市場整備にあたり既存の市場が漁港関係補助事業以外の事業で整備した施設であるため、補助金返還の対象となる。

⑨規制/制度改革のために提案する新たな措置の内容

- ア 漁港漁場整備法に関する法律の期間が長期にわたる弊害
 - ・漁港区域指定及び変更に係る権限の漁港管理者への移譲。
- イ 漁港漁場整備法の規定により補助事業が認められないものの実施
 - ・港湾区域及び臨港地区において、漁業に資する事業であれば漁港区域内でなくても漁港漁場整備事業の実施を認める。
- ウ 港湾計画の取扱い
 - ・港湾計画を変更（ふ頭再編に伴う縮小）する場合、国土交通大臣による審査の廃止。
- エ 施設整備に伴い廃止となる施設の補助金の取扱い
 - ・特定漁港漁場整備計画に基づいて廃止となる漁港関係補助事業以外の事業で整備した市場施設について、補助金の返還を免除する。

⑩措置をした場合に想定される経済的社会的効果等

- ア 全国へ安全安心できる水産物の供給基地へ

平成 28 年 11 月に東京築地市場が江東区豊洲へ移転し、衛生管理市場へと整備予定である。また、平成 32 年 7 月には東京オリンピックの開催を控え、日本食による「おもてなし」のため、衛生管理された水産物の提供が必要となる。境港水産物地方卸売市場では、高度衛生管理市場の整備の基本計画に今年度から着手しており、オリンピック開催までには、首都圏をはじめ全国へ向け安全安心な水産物が供給できる。
- イ さかなのまち「境港」地域経済の活性化

境港市は、漁業生産、水産加工、輸送等の水産関係事業所数は 37 所あり（全事業所の 44%）、また従業者の約 5 割弱は水産関連産業に従事している。このため、区域全体が高度衛生管理で安全・安心な市場となることで、水産物の集約や漁船の入港促進が図られ、地域経済へ与える影響は極めて大きい。

ウ 国内外 300 万人の観光客の顧客満足度の向上と更なる誘客促進

境港には「水木しげるロード」をはじめ、マリナー・オブ・ザ・シーズ（13 万 8 千トン）など外航クルーズ船の寄港（年 12 回、1 万 4 千人）など、年間 300 万人以上の国内外からの観光客であふれている（境港市人口の約百倍）。近隣には皆生温泉、玉造温泉など宿泊施設や飲食店では、地元水産物はメインメニューであり、安全安心な水産物が提供可能となり、観光客の満足度を向上し、誘客促進となる。

エ 安全安心な輸出産業の創出

国内の水産物消費が減少する中、境港ではグローバルな展開を推進している。境港市内周辺の加工場では HACCP 認定施設（既存 7 社）が多くなり、水産物を中心に韓国・中国へ年間 1 万トン輸出している。輸出に対応した安全安心な水産物の供給体制は、地域加工業のさらなる輸出展開を促進するとともに、物流・流通関係者にとっても貨物量の増大、取引の拡大など多大なメリットが発生する。

については、これらの取組について国家戦略特区により、境港地区の国際競争力強化を図るものである。